

臨床検査に関するお知らせ

株式会社セントラル医学検査研究所／No. 2007-R23

先生各位

平成 19 年 11 月
B-07-02

検査内容変更のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、精液検査におきまして精度向上のため日本泌尿器科学会監修「精液検査標準化ガイドライン」に基づく方法へと変更させていただきたくご案内申し上げます。
また、変更に伴い下記内容が変更となりますので 何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆実施日 平成19年12月3日（月）ご依頼分より

◆変更内容 検査方法及び基準値

検査案内	項目コード 項目名	検査項目	変更内容	新	旧	備考	
p.59	36610 精液検査	量	検査方法	重量法	容量法		
			基準値	2以上 ^{ml}	1～6 ^{ml}		
		精子数	基準値	$\times 10^6/ml$ 20以上	$\times 10^6/ml$ 40以上	ガイドラインに基づき変更	
		運動率	基準値	% 50以上	% 70以上		
		精子形態	項目名称		正常形態率	奇形率	DiffQuik染色による正常形態率で表記
			検査方法		染色鏡検法	無染色鏡検法	
			基準値		% 15以上	% 15以下	
		p h	新項目		p h		*
基準値			7.2以上				

※ p h 7.0未満の場合 射精管閉塞症・先天性射精管欠損症などの疑いのため報告項目として追加いたします。

<参考資料>

WHOマニュアルによる精子正常形態の定義

頭部	卵円形
頭部長系	4.0~5.0 μ m
頭部短系	2.5~3.5 μ m
頭部縦横比	1.50~1.75
中片	1.0 μ m以下、頭部長系から 1/2 の長さ
尾部	細く直線状、約 45 μ m

上記以外の精子を異常と定義する

運動率の評価

A	速度が速く、直進する精子
B	速度が遅い、あるいは直進性が不良な精子
C	頭部あるいは尾部の動きを認めるが、前進運動していない精子
D	非運動精子

運動率は A+B の割合 (%) で示す